

24水港第3554号  
平成25年3月29日

岩手県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
宮城県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
福島県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長

#### 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、当分の間下記事項に留意のうえ、ブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設用ダンプトラックを除く)に限り、請負工事機械経費積算要領(昭和49年3月15日付け建設省機発第44号)第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の103を乗じて得た額を超えない範囲内で補正するものとする。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

#### 記

1. 岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械であること。
2. 本通知は、平成25年4月1日以降に契約手続を開始する工事に適用すること。

